

## 令和6年度輸出用ほうじ茶残留農薬等検査実施要領

### 1. 目的

輸出課題となっている輸出用茶残留農薬について、輸出先国の残留農薬基準に適合した生産・加工体制を構築する対策の一つとして輸出用茶残留農薬検査及びカフェイン昇華検査を実施する

### 2. 検査点数 50点

※希望者多数の場合は抽選にて決定する

### 3. 検査対象茶

茶業社(者)が、輸出を予定する仕上茶で、次の条件を満たすもの

- (1) 原料用茶は、トレーサビリティ可能なものを使用した茶
- (2) 前項により、使用した農薬が判明した原料を使用した茶
- (3) 申込み点数は、各社(者) 1点

※茶以外が入っているものは対象外

### 4. 検査費用

弊会負担

### 5. 検査データの取扱いについて

- (1) 検査結果は分析ラボより試料提供者に直接報告する
- (2) 試料提供者の情報保護の為、社(者)名は、検査結果の解析・分析、及びその資料の報告は全て記号で行う
- (3) 試料提供者には、「輸出用ほうじ茶残留農薬検査事業実施報告書」にて全体状況を報告する
- (4) 基準値を超えた場合は原因究明や問題解決を後日報告する

### 6. 応募方法

別添1「検査申込書」に必要事項を記入し、メールで申し込む

メール [nouyaku@nihon-cha.or.jp](mailto:nouyaku@nihon-cha.or.jp)

### 7. 募集期間

令和6年9月2日(月)～令和6年9月17日(火) 締切

### 8. 告知

当要領は、全生連、全茶連、日本茶輸出組合、静岡県・京都府・鹿児島県・三重県各会議所及びその構成団体に連絡をすると共に、ホームページにて告知する

### 9. 当落結果

9月末までに直接申込社(者)へ当落の結果を報告する

当選社(者)は所定の書類と共に検体茶を期日までに分析ラボへ送付

(ほうじ茶 100g×1袋・50g×1袋と焙煎前原料茶 50g×1袋)

### 10. その他

「分析証明書」を輸出に使用する場合は、有料で英語版の発行ができる(直接、分析企業に申し込む)

### 11. 問合せ先

公益社団法人日本茶業中央会 TEL (03) 3434-2001

令和6年度輸出用ほうじ茶残留農薬検査申込書

令和6年 月 日

公益社団法人日本茶業中央会御中

メール: nouyaku@nihon-cha.or.jp

社名または代表者名			
担当者名			
住所	〒		
TEL		FAX	
E - M A I L			

検体茶について(原料茶のトレーサビリティは可能である)

原料内容	茶種名※1	
	産地※2	
	茶期※3	
	洗浄※4	1 不明 無 有・(圃場 工場)
主な予定輸出先		

※1:「茶種名」は、焙煎前の名称で煎茶、深蒸し煎茶、碾茶、棒茶、茎茶などの表現で記入

※2:「産地」は、割合の多い(県名)順で記入

例:静岡県(70%)、鹿児島県(20%)、高知県(10%)

※3:「茶期」は、割合の多い順に記入

例:一番茶(80%)、二番茶(20%)

※4:「洗浄」は、荒茶製造時の原料生葉とし、有の場合、圃場、工場の区分へ記入

連絡事項	
------	--

お願い: 基準値を超えた場合は原因究明や問題解決を後日ご報告いただきます。

当選後の申込書送付先ユーロフィン・フード・テストング株式会社

Email: JP\_FT\_ASM@eurofins.com / TEL: 054-266-4300 FAX: 054-266-4411